

海上コンテナの
運送事業者のみなさん

★ 注 意 ロック確認

緊締装置をロックせずに走行すると
貨物自動車運送事業法違反です

！
コンテナと荷台を固定する緊締装置をロックしないで運行すると
貨物自動車運送事業法に違反することとなり

行政処分の対象となる場合があります。

貨物自動車運送事業法
第17条第3項及び
貨物自動車運送事業輸
送安全規則第5条違反

コンテナの緊締装置がロックされていないト
レーラからコンテナが転落する事故が発生し
ています。

緊締装置のすべてをロックし、安全な速度で
積載重量を厳守する他、トレーラの車両特性
を理解した安全運転をお願いします。

国土交通省 中部運輸局